

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
1	文化・スポーツ公社	54	指摘	決算書における総合体育館指定管理業務委託料収益に係る法人会計への振替額の誤りについては適正に修正されたい。	R1.11.18
2	文化・スポーツ公社	55	意見	会計区分別の予算実績差異分析、前年同期比較分析は慎重に実施するよう要望する。	R1.11.18
3	文化・スポーツ公社	55	意見	文化・スポーツ公社内部での表示チェックの実効性を確保するために、例えば日本公認会計士協会が公表している「非営利法人委員会研究報告第23号 公益法人の財務諸表等の様式等に関するチェックリスト(平成20年基準)」を基に、文化・スポーツ公社における過去の誤りや既に認識されている注意事項等の独自のチェックポイントを反映させた表示チェックリストの作成・運用を検討するよう要望する。	R1.11.18
4	文化・スポーツ公社	55	意見	監事による会計監査の実効性を確保することにより、決算書の表示の誤りを適時に発見できる体制を構築するよう要望する。	R1.11.18
5	生涯スポーツ課 文化課	57	意見	指定管理の費用負担上の役割分担が不明確な状況を改善するためにも、水道光熱費の適切な予算設定方法やそれに対応する予算執行後の精算制度の導入など、公の施設の管理運営の実態に合った水道光熱費の取扱いルールを指定管理者と市所管課の間で合意することを要望する。	R1.11.18
6	生涯スポーツ課	58	意見	修繕費に関しては予算の範囲内においては原則として指定管理者が実施することとし、指定管理者の財政的負担を勘案して金額基準を設けるとしても30万円未満という基準金額の増額を検討するよう要望する。	R1.11.18
7	生涯スポーツ課	58	意見	予算策定時に想定しえなかった突発的な工事や緊急を要する工事等が発生したことによって修繕費が予算を超えるような場合には、市と協議の上、精算を行うという精算方式を導入することを検討するよう要望する。	R1.11.18
8	文化・スポーツ公社	60	意見	財産目録の使用目的等欄に、少なくとも公益事業目的保有財産か収益事業目的保有財産か若しくは管理運営財産かは判別できるように区分して表示するよう要望する。 更に、施設別の表示についても検討するよう要望する。	R1.11.18
9	文化・スポーツ公社	62	指摘	リース料総額が300万円を超えるリース契約を締結した場合には、リース資産及びリース債務を貸借対照表に計上するか否かを判定するために、契約内容の詳細な検討を行われたい。	R1.11.18
10	文化・スポーツ公社	63	意見	会計を担当する職員は、外部のセミナーや研修プログラムへの参加や会計基準に関連する各種図書や解説記事の熟読等により会計基準の知見の蓄積に努めるよう要望する。	R1.11.18

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
11	文化・スポーツ公社	63	意見	監事による会計監査の実効性を確保することにより、リース契約のような会計基準の詳細な知見を要する会計処理についても処理誤りを適時に発見できる体制を構築するよう要望する。	R1.11.18
12	文化・スポーツ公社	64	意見	貯蔵品の会計処理を使用時に費用処理することとし、未使用残高は貸借対照表に計上することに改めることで、財団の財産の状況をより適正に表示することが可能となり、無駄な税務調整が不要となる。根拠資料はすでに作成されているため、当該会計処理に改めることに伴って追加的に発生する手間もない。よって、平成30年度決算より当該会計処理に改めるよう要望する。	R1.11.18
13	文化・スポーツ公社	66	指摘	年度末決算時において、得られる限りの情報を用いて6月の賞与支給額を合理的に見積り、年度末までに発生していると認められる額(6月支給見積額×4か月/6か月)を賞与引当金として計上されたい。 また、賞与引当金の計上と併せて、賞与に係る社会保険料についても賞与引当金の金額に合理的な料率を乗じた金額を未払費用等の科目で計上されたい。 更に、賞与引当金の会計基準は重要な会計方針として注記されたい。	R2.11.12
14	文化・スポーツ公社	67	指摘	切り上げ処理が行われていた職員の退職給付引当金の計算については、平成30年度の決算より切り捨て処理に修正されたい。 また、対象者が追加された場合に、誤って切り上げ処理が行われないよう、計算資料に、勤続期間の1年未満の端数は切り捨て処理すべき旨を明記されたい。	R1.11.18
15	文化・スポーツ公社	68	指摘	過去のポイントの使用割合については顧客管理システムのデータを使用して容易に算定できるため、平成30年度決算より引当金の計算にあたってはポイント残高に使用割合を乗じる方法で算定されたい。 また、例えば「当年度以前の3事業年度」のように使用割合の算定期間を文化・スポーツ公社の決算ルールとして定められたい。	R1.11.18
16	文化・スポーツ公社	70	指摘	引当金の明細については、当期増加額と当期減少額は相殺せず、それぞれ総額で記載されたい。	R1.11.18
17	文化・スポーツ公社	70	意見	監事による会計監査の実効性を確保することにより、附属明細書を含む計算書類等の表示の誤りを適時に発見できる体制を構築するよう要望する。	R1.11.18
18	文化・スポーツ公社	71	意見	役員報酬に限らず、職員も含めた人件費の従事割合については、実態に応じて適宜見直すよう要望する。なお、特定の者の従事割合を検討する際には、当該者の勤務実態を反映させるべきであることは言うまでもないが、他の者の従事割合との整合性にも留意する必要がある。	R1.11.18

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
19	文化・スポーツ公社	72	指摘	職員の人件費総額の配賦割合を固定するという実務は適切ではない。合計の配賦割合は個々の職員の人件費の配賦割合を適切に設定した結果として算定されるものであり、職員の人件費の配賦割合については、個人別に年度ごとに見直されたい。	R1.11.18
20	文化・スポーツ公社	74	指摘	過年度の申告に誤りがあり、あるべき税額よりも過大に申告していたのであるから、まずは税務当局に対して更正の請求を行われたい。 また、更正の請求が税務当局から認められず、過払い税金の還付が受けられなかった場合、税理士の業務である税務申告書作成上のミスによって課税所得が過大に計算され、結果として文化・スポーツ公社は税金の過払いとなっていることから、税務書類作成を委任した税理士と補償を含めて対応について協議されたい。	R1.11.18
21	文化・スポーツ公社	75	意見	他の委託契約と同様に税理士との顧問契約についても、年度ごとにサービス品質の評価を行い、契約の継続可否や報酬の妥当性について検証するよう要望する。 なお、先に述べたとおり、現在の顧問税理士は公益法人会計に精通していれば起こり得ないようなミスによって、課税所得を過大に計算し、文化・スポーツ公社に法人税等を過大に納付させていたのであるから、少なくとも現在の契約を全く同じ条件で次年度も更新するという選択肢は妥当ではないと考える。	R1.11.18
22	文化・スポーツ公社	77	指摘	監事に対して相応の監査報酬を支給できるように役員報酬規程を改正されたい。	R1.11.18
23	文化・スポーツ公社	77	指摘	現在の日本の制度的にも、また、実態としても会計監査の専門家は公認会計士をおいてほかにないため、公認会計士を文化・スポーツ公社の監事として選任することを検討されたい。 ただし、公認会計士については会計監査に対する一定水準の知見が制度的に担保されているものの、実際に検討する際には公認会計士協会等からの斡旋を受けるにあたり、特に公益法人会計に精通しているか等の条件に照らして文化・スポーツ公社として適格と考える人材を吟味されたい。	R1.11.18
24	生涯スポーツ課 職員課	78	意見	市会計管理者が現在、文化・スポーツ公社の監事に就任していることについては、地方公務員法上の職務専念義務との法的な関係に疑念を生じさせるような運用に対して適切な対応を行うよう要望する。 その対応に際しては、会計管理者が有する会計検査権の専門知識及びノウハウが、公益法人の監事の2つの機能のうち、会計監査の機能の専門性(発生主義会計及び公益法人会計制度等に係る専門性)に十分に適合するのかどうかについても検討することを要望する。	R1.11.18
25	文化・スポーツ公社	79	意見	外部委託先の業務評価の仕組みを構築するために、評価様式やマニュアルを整備するよう要望する。 なお、様式やマニュアルの整備にあたっては、市で使用している指定管理者のモニタリングシートや指定管理者の評価マニュアルを参考に、委託業務の内容に応じて評価項目をカスタマイズすることが効果的・効率的であると考えられる。基本的には、事業者が委託業務において遵守すべき事項については、業務委託の仕様書に凝縮されているとも考えられるため、具体的な評価項目を検討する際には、仕様書の記載内容(事業者への指示内容等)を基にすることが適当であると考えられる。	R1.11.18

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
26	文化・スポーツ公社	80	意見	文化・スポーツ公社の各施設における自主事業について、事業の効果の測定に関連する客観的なデータを収集し、それに基づいて企画を立案し、業務を実施することを要望する。	R1.11.18
27	文化・スポーツ公社 (総合体育館)	82	意見	現金及び物品の出納保管や関係機関との連絡調整といった日常的に発生する業務については、本来の承認者以外に代理の承認者を設定するよう要望する。 また、本来の承認者が不在の場合には、代理の承認者が承認した証跡を残した上で、後日、本来の承認者が追認の証跡を残すという実務を運用するよう要望する。	R1.11.18
28	文化・スポーツ公社 (総合体育館)	82	意見	日中の施設内警備についても専門業者への業務委託の可否を検討するよう要望する。 検討の結果、専門業者への委託をしないこととした場合には、総合体育館の職員が施設の警備・巡回業務を行う必要があるが、その際にはまず、業務分担があいまいにならないよう、施設の警備・巡回業務を正式な業務として担当者に割り当てるよう要望する。 そして、警備・巡回業務担当者は、警備・巡回業務について専門業者によるコンサルティングや研修受講等により知見を得ることに努めるよう要望する。 また、得られた知見をマニュアル化し、適宜更新することで、組織として警備の知見を蓄積し、防犯効果の向上に努めるよう要望する。	R1.11.18
29	文化・スポーツ公社(総合体育館)	83	指摘	外部業者に委託している総合体育館設備の運転・管理・監視業務について、現在登録されている従事者については、職歴・経歴書及び資格を証明するものの写しを早急に徴求されたい。 今後は、従事登録に当たって従事者の有する知識・経験・技術の水準を確認できるよう、従事登録届出書に職務経歴や資格等を記載する欄を追加されたい。 また、定期的に業務日報の勤務者記録と従事者登録データベースを照合し、無登録で従事している者がいないか確認されたい。	R1.11.18
30	文化・スポーツ公社(総合体育館)	84	意見	指定管理者としては、市所有の備品について定期的に実地棚卸を行い、実地棚卸結果の報告をするよう要望する。 なお、実地棚卸結果の報告においては、単に存在するかしないかの報告にとどまらず、備品の状態についての情報も棚卸結果の報告書に記載した上で、故障や陳腐化等により事実上使用できないものがあつた場合には、取り替えるべきか、廃棄すべきか等、指定管理者としてどうすべきと考えているかという提案型の報告をするよう要望する。	R1.11.18
31	生涯スポーツ課(総合体育館)	84	意見	市所管課としては指定管理者に対して実地棚卸の実施と、提案型の棚卸結果報告を要求するべきであり、物品リストをベースにして必要に応じて備品の状態等の付加的な情報を記載する欄を設けた所定の報告様式を作成するよう要望する。	R1.11.18

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
32	生涯スポーツ課(総合体育館)	85	指摘	占有ではないとしても一部のスペースを法人本部業務のために使用していることは確かであるため、行政財産使用許可申請を指定管理者に徴求されたい。 また、現状では法人本部のスペースとしての使用料を免除しているが、使用料の免除申請を指定管理者に徴求の上、使用料免除の可否を改めて検討されたい。	R1.11.18
33	生涯スポーツ課(総合体育館)	86	意見	市所管課として天井等の地震に対する安全性を確保する必要があるとの認識があり、基本設計もしくは実施設計まで行っていることから、年度を明らかにした特定天井改修計画を立てることを要望する。 また、現在依拠している簡易的な評価では、特定天井の改修を先延ばしすることの根拠としては脆弱であると考えられることから、非破壊検査等のより詳細な調査を実施し、当面の間改修工事を実施しなくても耐震性・安全性に問題がないということの確証を得よう要望する。	R1.11.18
34	文化・スポーツ公社(武道センター)	87	意見	売上金を金庫に収納した後は出し入れしないことをルール化することを要望する。 そして、例えば警備会社等による入金機を使用した売上金回収サービスを導入する等、物理的に売上金を後から容易に出し入れできない仕組みの構築を検討するよう要望する。	R1.11.18
35	文化・スポーツ公社(武道センター)	87	意見	指定管理者としては、市所有の備品について定期的に実地棚卸を行い、実地棚卸結果の報告をするよう要望する。 なお、実地棚卸結果の報告においては、単に存在するかしないかの報告にとどまらず、備品の態様についての情報も棚卸結果の報告書に記載した上で、故障や陳腐化等により事実上使用できないものがあつた場合には、取り替えるべきか、廃棄すべきか等、指定管理者としてどうすべきと考えているかという提案型の報告をするよう要望する。	R1.11.18
36	生涯スポーツ課(武道センター)	87	意見	市所管課としては指定管理者に対して実地棚卸の実施と、提案型の棚卸結果報告を要求するべきであり、物品リストをベースにして必要に応じて備品の態様等の付加的な情報を記載する欄を設けた所定の報告様式を作成するよう要望する。	R1.11.18
37	生涯スポーツ課(武道センター)	88	意見	市所管課として天井等の地震に対する安全性を確保する必要があるとの認識があり、基本設計もしくは実施設計まで行っていることから、年度を明らかにした特定天井改修計画を立てることを要望する。	R1.11.18
38	生涯スポーツ課(武道センター)	88	意見	現在依拠している簡易的な評価では、特定天井の改修を先延ばしすることの根拠としては脆弱であると考えられることから、非破壊検査等のより詳細な調査を実施し、当面の間改修工事を実施しなくても耐震性・安全性に問題がないということの確証を得よう要望する。	R1.11.18
39	文化・スポーツ公社(茶華道センター)	89	指摘	茶華道センターの自主事業において、実現できない収支計画が策定されていたことについて、実効性のある予算統制の前提として、実現可能性の高い収入計画をもとに年度予算を策定されたい。	R1.11.18

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
40	文化・スポーツ公社(茶華道センター)	91	意見	茶華道センターの教室事業について、途中で離脱した受講生については、その理由を把握した上で、やむを得ず受講できない事情が生じた場合には受講料を返還することを検討するよう要望する。	R1.11.18
41	文化・スポーツ公社(市民ギャラリー)	92	意見	指定管理者としては、美術品の展示スペースにふさわしい美観を確保することを優先すべきであり、カーペットの汚れが発生した場合には、放置しておくのではなく、日常の清掃で対応できないと判明した場合には即座に特殊清掃や修繕等の対応を検討し、実行するよう要望する。指定管理者としては施設の魅力を高める努力が必須であり、利用者にどのような印象を与えるかという点については常に強く意識する必要がある。	R5.3.15
42	公園協会	110	意見	勤怠管理システムでの電子打刻自体は問題なく行われていることから、新旧の業務フローを並行して運用することの費用負担を削減するためにも、テスト運用による検討課題の抽出と対応に対してより一層のスピード感を持って進め、一刻も早く勤怠管理システムを導入できるように対応することを要望する。	R1.11.18
43	公園協会	111	指摘	招待券という現金に相当する財貨を配付することについては、公平性を担保した一定の配付基準が必要と考えられることから、相手先や目的に応じた配付基準を新たに設け、この基準にない配付を行う場合についてのみ、公園協会事務決裁規程別表第2個別専決事項「1総務課に関する事項 (32)広告宣伝の企画及び制作」に準じるものとして、少なくとも決裁責任者である事務局長が最終的に意思決定を行い、これらの適正な手続を踏まえて招待券を配付されたい。	R1.11.18
44	公園協会	112	意見	現在の物品管理簿では、招待券配付の目的や配付先からの依頼の有無等が不明瞭であるため、あるべき物品管理簿の様式に関して、配付先の名称、招待券の番号、配付の目的、文書依頼の有無欄等を設けた様式へ変更することを要望する。	R1.11.18
45	公園協会	113	指摘	今後は、報酬を支払っている相手先に対しては、特段の事由がある場合を除き、謝礼として招待券を配付することは廃止されたい。また、現金にて謝金を支払う場合には、公園協会会計規程第36条第1項及び第2項の規定により、課長等が資金前渡請求書により行い、会計事務責任者の決裁を受けなければならないとされていることから、謝礼としての意味合いを含んで招待券を配付する場合には、現金にて謝金を支払う場合に準じて、決裁責任者の最終的な意思決定を行った上で配付されたい。	R1.11.18
46	公園協会	114	指摘	入園券等は、物品の管理に準じ、物品管理簿に入園券の種類毎の現在高や増減数等を適時・適切に記録することにより増減及び在庫の状況等を把握し、効率的な使用及び適切な管理を行う必要があることから、物品管理簿への記載については、受け払いの都度、適時・適切に記帳されたい。	R1.11.18
47	公園協会	115	意見	招待券の不正使用を防止しその効果を検証するためにも、招待券を協賛品として無料で提供した場合には、協賛品としての提供の事実を確認することを要望する。	R1.11.18

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
48	公園協会	115	意見	広告宣伝等の広域的PRを目的として招待券を配付することの目的は、潜在的有料入園者数を開拓することにある。招待券の配付先を広げると同時に、入園率の高い配付先に対しては招待券の配付枚数を徐々に少なくすることで、新規有料入園者の開拓と無料入園者の有償化を同時に達成することが可能であることから、市関係部局や協会役員等へ招待券を配付する場合にも利用状況を調査する等、招待券配付の効果を検証することを要望する。	R1.11.18
49	公園協会	117	意見	民間企業等に対する働きかけを積極的に行うことで経理的基礎の充実を図る余地があり、例えば、バナー広告や入園券の裏面を利用した広告の掲載による広告掲載料収入は、アンデルセン公園運営事業を実施するための財源として、市民サービスの向上のために活用できるものと考えられることから、広告掲載料収入等を積極的に募集する取り組みを要望する。	R1.11.18
50	公園協会	119	指摘	船橋市内には旅行業務取扱管理者を有する業者は他にも複数存在することから、委託業務の主な内容が日本国への移動に係る航空券及び国内宿泊施設の手配業務のように、随意契約の方法により契約を締結することができる場合に該当しない場合には、原則として、指名競争入札により契約を締結されたい。	R1.11.18
51	公園協会	119	指摘	船橋市内には旅行業務取扱管理者を有する業者は他にも複数存在することから、随意契約の方法により契約を締結する場合においても、競争性により、より有利な契約を締結できる可能性があることから、当該者以外の業者についても契約の相手方とすることを視野に入れて、2以上の者から見積書を徴取されたい。	R1.11.18
52	公園協会	120	指摘	公園協会として経済性や効率性を伴った執行を確保するためにも、事前に委託業者から参考見積を徴取してそれをそのまま予定価格とするのではなく、その参考見積りを批判的に分析・評価することにより、種目別・細目別に積算された設計書を独自に作成されたい。 なお、積算方式での設計書の作成が困難と認められる場合には、複数の業者からの見積書の徴取、過去の同一役務等の調達実績、市場価格、他の団体における契約金額等を考慮する等、見積りや取引実例との比較を行い、より適正な予定価格の設定に努められたい。	R1.11.18
53	公園協会	120	意見	適正な予定価格の設定のためには、設計書で積算された設計書金額を予定価格とするのではなく、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮した一定のルールを内規として定めることを要望する。	R1.11.18
54	公園協会	122	意見	現在、長期継続契約におけるモニタリングは、受託側から提出される業務完了報告に基づいて行っているが、定性的な情報を用いて評価を行った場合は、担当者の主観による印象が強く透明性を保つことができない。公園協会では、小人数の人員体制で運営業務を行っているため、組織機構に応じた効率的・効果的な評価体制とすることを加味し、客観的な評価基準である定量的な評価項目(KPI(重要な成果指標))を定め、継続して運用することを要望する。	R1.11.18

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
55	公園協会	122	意見	アンデルセン公園及び子ども美術館で締結されている長期継続契約の契約期間は、平成28年4月1日から3年間である。アンデルセン公園における指定管理業務の指定管理期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年とされていることから、例えば、長期継続契約の最長期間である5年間の複数年契約とする等、指定期間と見合った委託期間での複数年契約へと切り替えることを要望する。	R1.11.18
56	公園協会	124	指摘	賞与引当金は、支給見込額を基に算定されるため、決算時において、過去の賞与の支給実績、法人業績の状況、翌事業年度の給与のベースアップ等、得られる限りの情報を用いて翌6月の賞与の支給見込額を合理的に見積り、そのうち、当事業年度に帰属する額(6月支給見込額×4か月/6か月)を賞与引当金として計上されたい。 また、賞与引当金の計上と併せて、賞与に係る社会保険料についても賞与引当金の金額に合理的な料率を乗じた金額を未払費用として計上されたい。 更に、賞与引当金の会計基準は、重要な会計方針として財務諸表に注記されたい。	R2.11.12
57	公園協会	126	意見	財政調整積立金は、災害や自然環境の激変等により経営事情が著しく悪化し、その財源が不足する場合において、当該不足額を補うための財源に充てる時に該当する場合に限り、その全部又は一部を取り崩すことができるものである。公園協会においては、財政事情に急激な変動が生じた場合における財政安定化に要する資金を確保することを目的とした財政安定化積立金に関する規程を整備し、過去の実績や事業環境の見通しを踏まえて、特定費用準備資金の計上を検討することを要望する。	R1.11.18
58	公園協会	127	意見	財産目録の使用目的等欄に、少なくとも公益事業目的保有財産か収益事業目的保有財産か若しくは管理運営財産かは判別できるように区分して表示するよう要望する。 更に、施設別の表示についても検討するよう要望する。	R1.11.18
59	公園緑地課 職員課	128	意見	市会計管理者が現在、公園協会の監事に就任していることについては、地方公務員法上の職務専念義務との法的な関係に疑念を生じさせるような運用に対して適切な対応を行うよう要望する。 その対応に際しては、会計管理者が有する会計検査権の専門知識及びノウハウが、公益法人の監事の2つの機能のうち、会計監査の機能の専門性(発生主義会計及び公益法人会計制度等に係る専門性)に十分に適合するのかどうかについても検討することを要望する。	R1.11.18
60	公園協会(アンデルセン公園)	131	指摘	アンデルセン公園においては、棚卸資産の評価基準及び評価方法は、最終仕入原価法によっており、実地棚卸で集計された金額を決算手続きとして棚卸資産(商品)に計上している。平成28年度の決算手続きにおいては、デンマークグッズ174万円を棚卸資産(商品)に二重に計上することにより、同額だけ資産の過大計上、費用の過少計上となっている。決算手続きにおいては、会計責任者による計算と評価が適切に行われ、更には適切な権限者による承認が必要であることから、決算・財務報告プロセスに係るチェックリストを作成し、正確な決算報告を作成されたい。	R1.11.18
61	公園協会(アンデルセン公園)	131	意見	棚卸資産に関する管理規程を整備し、グッズショップの棚卸資産を中心に、現品の受払業務が管理規程に基づいて適正に行われ、在庫の実在性・網羅性が帳簿棚卸・実地棚卸の両面から行われることを要望する。	R1.11.18

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
62	公園協会(アンデルセン公園)	131	意見	棚卸資産の中には、傷・汚れ等の品質低下が伴う物理的な劣化等が原因で資産の収益性が低下し、取得原価に比べて事業年度末の時価が低下しているものが存在している可能性がある。平成20年会計基準においては、棚卸資産の時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とされていることから、棚卸資産の年齢調べ(滞留状況調)による方法を導入し、長期在庫のリストアップを行ってその対策を講じるとともに、評価方法の基準を整備することを要望する。	R1.11.18
63	公園協会(アンデルセン公園)	133	指摘	法人税法上は、購入した棚卸資産の取得価額には、購入代価(本体価格)のほか、これを販売の用に供するために直接要した全ての費用の額が含まれることから、棚卸資産を購入する際に発生した購入手数料や関税等の付随費用は、金額の大小に関係なく、棚卸資産の取得価額に含めるよう会計処理を改められたい。	R1.11.18
64	公園協会(アンデルセン公園)	134	意見	デンマークグッズの購入に際しては、納品書の通貨単位であるデンマーククローネ(DKK)に為替換算レートを乗じて支払うことは当然であるが、デンマーク国内で販売されているグッズを購入した際の領収書と納品書を突合する等、納品書に記載された単価と数量の適正性について、網羅的に検証することを要望する。	R1.11.18
65	公園協会(アンデルセン公園)	134	指摘	デンマークグッズの購入委託契約に係る物品購入手数料のような特殊な業務の積算方法について、具体的に定めた会計法令は存在せず、統一的な積算基準や作成方法を定めることは困難な一面がある。しかし、公園協会として経済性や効率性を伴った予算執行を確保するためにも、事前に委託業者から参考見積もりを徴取するだけでなく、種目別・細目別に積算された設計書を独自に作成する等、受託者から提示された物品購入手数料の合理性について検証されたい。	R6.10.17
66	公園協会(アンデルセン公園)	135	指摘	公園協会として経済性や効率性を伴った執行を確保するためにも、事前に委託業者から参考見積りを徴取してそれをそのまま予定価格とするのではなく、複数の業者からの見積書の徴取、過去の同一役務等の調達実績、市場価格、他の団体における契約金額等を考慮してその参考見積りを批判的に分析・評価することにより、より適正な予定価格の設定に努められたい。	R1.11.18
67	公園協会(アンデルセン公園)	135	意見	出店者誘致活動に際しては、固定的な経費が発生する他、誘致店舗数に応じた変動的な経費が発生すると考えられるため、誘致店舗数に応じた成果報酬を導入する等、契約の内容と履行の難度を考慮した予定価格を定めることを要望する。	R1.11.18
68	公園協会(アンデルセン公園)	136	意見	決済手段としては、クレジットカード等でキャッシュレス決済をする頻度は増加傾向にあり、若い年代ほどキャッシュレス決済をする頻度が増加していることから、グッズショップにおいても、クレジットカードや電子マネー等のキャッシュレス決済手段を導入し、決済の利便性・効率性の向上に対応することを要望する。	R1.11.18
69	公園協会(アンデルセン公園)	138	意見	事業の効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用したEBPMの推進は、事業の有効性を高め、市民や利用者の信頼確保に資するものである。アトリエプログラムは、一つ一つの事業予算が少額であり、基本的に月替わりでプログラムを変更していることから、作業時間や職員の負担等の費用対効果の面を考慮した上で、EBPMを参考にした業務を実施することを要望する。	R1.11.18

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
70	公園協会(アンデルセン公園)	139	指摘	招待券という現金に相当する財貨を配付することについては、公平性を担保した一定の配付基準が必要と考えられることから、公園協会総務部での指摘事項と同様に、相手先や目的に応じた配付基準を新たに設け、この基準にない配付を行う場合についてのみ、公園協会事務決裁規程別表第2 個別専決事項「1総務課に関する事項 (32)広告宣伝の企画及び制作」に準じるものとして少なくとも決裁責任者である公園長が最終的に意思決定を行い、これらの適正な手続を踏まえて招待券を配付されたい。	R1.11.18
71	公園協会(アンデルセン公園)	142	意見	オーデンセ市で開催される「H. C. アンデルセンアワード」へ出席し、アンデルセン賞委員会と世界各国の受賞者との交流については、事業報告書において国際交流事業として明記されていることから、海外渡航費の会計処理については、海外渡航の直接の主たる動機や目的に従って区分し、国際交流を主たる目的とし、特定の取引先との打合せ等を従たる目的としている場合には、旅費交通費として計上することを要望する。	R1.11.18
72	公園協会(アンデルセン公園)	142	指摘	公園協会では、海外渡航時の支度料については、旅費に関する法律に基づいて支給していることから、過去1年程度の回数制限として、同法第39条第2項の規定にしたがった支給とされたい。	R1.11.18
73	公園協会(アンデルセン公園)	142	指摘	海外渡航時の支度料については、過去1年程度の回数制限だけではなく、支度料の内容に対する吟味の必要性の意味でも、受賞式への出席等、海外出張に必要な用品を改めて購入する必要性がない場合や、必要な用品について出張者の経済的負担を要することなく調達できると認められる場合には、海外出張に係る支度料の定額支給を行わないこととされたい。 また、保険料、医薬品、最低限の儀礼品、携行品、旅行雑費の対象とならない任意の予防注射等については、旅行命令権者によりその必要性が認められる場合には、領収書等を確認の上、支度料の額を上限とした実費を支給されたい。	R1.11.18
74	公園協会(アンデルセン公園)	142	意見	マイレージについては、公務出張で発生したマイレージの活用による経費削減が見込まれる場合には、職員に対して公務出張で取得したマイレージを貯めるためのマイレージカードを作成すること等を定めたガイドラインを作成して、適切に運用することを要望する。	R1.11.18
75	公園協会(アンデルセン公園)	145	意見	復命書の役割は、上司から命令を受けて、研修・会議・視察等に出かけた場合に、その内容を報告し、職務を果たしたことを示すために作成する文書である。出張報告書は、会議や研修等の出張した内容を報告するものであるが、復命書は、命令による職務を遂行したことを復命するものである。視察研修の期間にわたり公園協会の業務の遂行上必要と認められる旅行であることを明らかにするためには、視察研修の全ての参加者から、海外視察等の動機や業務関連性等が明瞭に記載された復命書を入手することを要望する。	R1.11.18

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
76	公園緑地課 (アンデルセン公園)	147	意見	公の施設の管理運営に必要な水道光熱費は財務的にも重要性の高い予算項目であるが、その予算設定や予算執行の結果として残額又は予算超過額の取扱いについて、明確な取扱い方針を持っていないものと認識される。そのことにより、通常の年度にみられる現象として、水道光熱費の予算残を、例えば修繕料の予算超過部分に流用したり、備品の取替え工事等の費用に流用して充当したりするなどの応急的な対応を事実上実施している。このように指定管理の費用負担上の役割分担が不明確な状況を改善するためにも、水道光熱費の適切な予算設定方法やそれに対応する予算執行後の精算制度の導入など、公の施設の管理運営の実態に合った水道光熱費の取扱いルールを指定管理者と市所管課の間で合意することを要望する。	R1.11.18
77	公園緑地課 (アンデルセン公園)	149	意見	公の施設の管理運営に必要な修繕費は財務的にも重要性の高い予算項目であるが、その予算設定や予算執行の結果としての予算超過額の取扱いについて、明確な取扱い方針を持っていないものと認識される。指定管理の費用負担上の役割分担が不明確な状況を改善するためにも、修繕費の適切な予算設定方法やそれに対応する予算執行後の精算制度の導入等、公の施設の管理運営の実態に合った修繕費の取扱いルールを指定管理者と市所管課の間で合意することを要望する。	R1.11.18
78	公園協会 (三番瀬海浜公園)	151	指摘	共同事業体協定書締結時においては予測することのできなかった業務内容の増減や、経済事情の変化又は予想することのできない理由等により、分担する業務が不適当となったと認められる場合には、その部分について速やかに共同事業体協定書を変更されたい。	R1.11.18
79	公園協会(三番瀬海浜公園)	153	指摘	収益の分配と経費の負担を両構成団体で50%ずつとすることは、構成団体が分担する業務における効果的な運営手法による企業努力の成果の収支への影響が半減すること、各構成団体での経営責任が不明瞭になること等のデメリットがあることから、収益の分配と経費の負担を各構成団体で50%ずつとする取扱いは早期に解消し、構成団体が分担する業務に応じた損益を計上する方法へと改めるよう協議されたい。	R1.11.18
80	公園協会(三番瀬海浜公園)	154	意見	事務費については、公園協会や広報財団での本部運営費のうち、海浜公園及び学習館指定管理事業で負担すべき金額を一定の割合で算出している費用も含まれる。公園協会と広報財団とは事業規模が異なり、本部運営費に含まれる支出が異なることが想定されることから、構成団体間の公平性を保つためにも、事務費の算出方法について一定のルールを定めることを要望する。	R1.11.18
81	公園協会(三番瀬海浜公園)	157	意見	FSPグループにおいては、構成団体が分担する業務に基づいて実際の運営が実施されていることから、分担する業務に応じた収入と支出が計上されるよう予算執行及び会計処理を改められるよう要望する。	R1.11.18
82	公園協会(三番瀬海浜公園)	158	指摘	「公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業」(公認会計士法第2条第1項)としており、「公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定のある場合を除くほか、他人の求めに応じ報酬を得て第2条第1項に規定する業務を営んではならない」(公認会計士法第47条の2)」とされており、公認会計士又は監査法人でない者が監査業務を営むことが制限されていることから、税理士による監査は不当行為とみなされるため、公認会計士又は監査法人による監査を実施されたい。	R1.11.18

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
83	公園協会(三 番瀬海浜公 園)	162	意見	公園協会は、確かに、小人数の人員体制でアンデルセン公園の他、海浜公園や学習館等の運営業務を行っているため、内部統制を適切に整備・運用する体制をとることが必ずしも十分ではないとも考えられる。しかし、潮干狩事業等の事業計画の策定に際しては、単純に前年度並みの入場者数を予想とするのではなく、入手可能である客観的な過去のデータに基づき、5月の連休の来場者とそれ以外の来場者を適切に想定する必要があり、また、潮回り、開催日の曜日、レジャー動向等を総合的に勘案し、慎重に検討することを要望する。	R1.11.18
84	公園協会(公 園管理セン ター)	163	意見	公園管理業務の受託に当たり、当該業務実施に必要な直接経費については、予算編成時の市からの依頼に基づく参考見積りの段階でも、また、契約手続の段階での積算段階でも、道路使用許可申請手数料という、公園管理業務に直接関連する経費の個別積算を行うことを要望する。	R1.11.18
85	公園協会(公 園管理セン ター)	165	意見	公園協会は、月別資金収支実績ではマイナスになっている月もあり、資金繰りに十分な余裕がある状態ではないことから、船橋市から委託を受ける都市公園等の管理事業においては、契約で認められている部分払いを請求することを要望する。	R1.11.18
86	清美公社	174	指摘	定款の規定(収益処理)と総会決議・会費に係る規程(出資金処理)では矛盾した処理を行うこととなり、首尾一貫性がないため、社員からの会費の位置付けを再度見直すことを実施されたい。 法人としてのガバナンスの歪みを是正するために社員数を増加させることの一環として、会費の額を見直し、年会費をして収益処理を行うことも考えられる。 一方、現在の社員数を増加させるにしても、現在の社員からの会費を出資金として位置付けるか、返還を要する預り金と位置付けるか、いずれかを検討する際にも、社員からの出資を求める必要性、又は預り金処理をする必要性を根本から問い直す必要がある。 いずれにしても、社員の会費の位置づけについて、定款と内容的に首尾一貫性がない総会決議や会費に係る規程については改定を要するものと考えられる。	R2.11.12
87	清美公社	176	意見	公社では、新規に社員を募集することもなく、また、75万円という、設定された額の積算根拠が曖昧であり適切とは言い難い会費を設定することで、事実上、新規会員の入会を妨げている結果となっている。更に、法人会員については、定款上で予定されているにも拘らず、会費規程において一切法人会員に係る定めがない。その結果、理事と社員が実質的に全く一致している状態が継続していることから、社員総会による監督機能が働いているとは言えない。他方で、会員を制限する合理的な理由も存在しない。 したがって、今後は、市民や関連団体といった個人又は法人に対して、広く会員を募集し、併せて現在の会費とは異なる適切な会費を設定するよう要望する。	R1.11.18
88	清美公社	177	意見	小口現金のより効率的な管理のためにも、小口現金管理に関わる職員全員が管理業務の全体としての流れや3つの小口現金の入出金業務に係る個別の業務フロー等を示したマニュアルを、当該経理事務に係る職員には少なくとも理解することができるよう、作成・整備して業務内容の情報を関係職員間で共有するよう要望する。	R1.11.18

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
89	清美公社	177	意見	小口現金の管理についてインプレスト方式(定額管理方式)を導入し、売上金自動入金機に設置された個別の金庫からの補充を一定額で日々管理する方法も効率的な小口現金管理となるため、その導入を検討するよう要望する。	R1.11.18
90	清美公社	177	意見	手提金庫での日々の現金出納の結果として、手書きの現金出納帳のその日の残高と手提金庫内の現金の合計額の確認を複数の職員で確認しているが、その日の小口現金の残高については、正式な証憑として金種別の現金日計表を作成し、現金出納帳のその日の残高と照合を行い、上長の承認を行う仕組みに変更するよう要望する。	R1.11.18
91	清美公社	178	指摘	複数の金融機関に開設した預金口座の適正な管理について、日々の、又は定期的な内部統制システムを機能させるためにも、財産目録の表示方法については、現在開示されている一括表示方式を改め、全ての預金口座ごとの金融機関・支店名称、口座の種類、期末時点の残高、開設目的等を詳細に記載して情報を開示するよう徹底されたい。	R1.11.18
92	清美公社	178	指摘	簿外預金口座(残高1,725円)が存在していることについて、清美公社としては適正なチェックの仕組みがこれまで機能してこなかったことを意味しており、早急に現時点での残高を確認し、その残高を適正な会計処理により法人の現預金として取り込まれたい。また、当該預金口座の必要性を検討し、必要がない口座であれば廃止の手続きを早急にとられたい。適正な預金管理はリスクとしての資産の盗用等につながる危険性を考えた場合、極めて重要であることを、事務局内部でも認識を共有し、預金通帳や金融機関届出印等の保管管理手法のマニュアル整備状況を再度確認するよう要望する。	R1.11.18
93	清美公社	179	指摘	年度末決算時において、得られる限りの情報を用いて6月の賞与支給額を合理的に見積もり、年度末までに発生していると認められる額(6月支給見積額×4か月/6か月)を賞与引当金として計上されたい。また、賞与引当金の計上と併せて、賞与に係る社会保険料についても賞与引当金の金額に合理的な料率を乗じた金額を未払費用等の科目で計上されたい。更に、賞与引当金の計上基準について、重要な会計方針を注記で記載されたい。	R1.11.18
94	清美公社	180	指摘	「1. 重要な会計方針」の「(2)引当金の計上基準」に記載している内容は清美公社の実態を忠実に表すものではないため不適切であり、清美公社が計上を失念している賞与引当金及び計上はしているが次の項で述べるとおり見直しが必要な退職給付引当金の計上基準を実態に即して、公益法人会計に則って理論的な会計方針の内容である引当基準を適正に記載されたい。	R1.11.18
95	清美公社	181	意見	清美公社は、職員の退職に係る退職給付債務の引当に係る会計実態を忠実に説明するために、貸借対照表の注記において退職給付引当金の明細及び内部引当の方針に係る説明等を適正に記載して開示するよう要望する。	R1.11.18

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
96	清美公社	183	意見	法人会計の管理費をどのように賄い、税務上の処理を行うかによって、実際の財務書類である正味財産増減計算書の内容が異なり、その結果のひとつとして、税務申告上の有利・不利の計算に大きく差異を生じさせることとなる。そのような諸リスクに対して適正に対処するためにも、公益法人会計制度やその下での会計処理、更には税務処理に関して、適法で合理性の高い処理を行うよう要望する。 例えば、清美公社の受託業務等の中で、本部(事務局)経費に該当する積算金額に相当する収益を予算上も決算調製上も法人会計の経常収益に設定することにより、法人会計における予算上の経常費用や決算上の経常費用に対応する原資を確保する仕組みを採用することも公益法人にとって有用な手法であるものと考え。併せて、清美公社は各種の専門家と顧問契約を行っているが、この項での問題点を含めて、今回の監査全般においても明らかになった課題や問題点に適切に対応し経理上のリスクを回避等するためにも、公益法人会計制度に精通した専門家の本来あるべき経営上のアドバイス体制の構築に向けて、現在の体制を根本から見直すことを要望する。	R1.11.18
97	清美公社	184	意見	清美公社は、公益社団法人として経理的な基礎が十分に備わっていることが求められている。その公益認定要件のひとつである経理的基礎の確保・維持のためにも、資金の適正な運用の視点は重要である。したがって、清美公社は、公益法人であることを過度に意識して保守的な側面に傾き過ぎる資金の運用方針を根本から見直し、より適正な資金運用方針を設定して、元本が毀損されない範囲で安定的な資金運用を前提としつつ、より多くの運用益が得られる運用対象を厳選して、余剰資金の適切な運用を実施するよう要望する。 一般的に公共的団体等での資金運用の基本は、発行主体の倒産リスクが少ない国や地方公共団体等が発行する債券を中心に運用し、その方針は償還期限まで持切る方針のもと、いわゆるラダー運用(段階的な投資増額運用)で時々の金利水準等の変動の影響を平均化することを目指した運用方針が採用されるものと考えられる。	R1.11.18
98	清美公社	186	指摘	清美公社の理事長及び専務理事は常勤の役員として、清美公社が公表する決算書の内訳事業に係る事業成績を的確に把握し、外部に対しても会計的説明責任を的確に果たすことができる内部統制システムの整備を図り、公表用の正味財産増減計算書のみならず、その内訳事業ベースでの事業成績を把握して、内訳事業ごとの評価を十分に実施できる仕組みを構築されたい。	R2.11.12
99	清美公社	189	指摘	清美公社の理事長及び役員は単に公益目的事業会計や収益事業会計等の合計数値だけを認識して、収支相償の状況や収益の発生状況を概括的に見るだけでは清美公社の業績を十分に評価することはできない。これら公益目的事業会計や収益事業会計の内訳事業の経常収益及び経常費用、そしてそれらの差額である当期経常増減額の発生状況を把握し検証することにより、各事業又は担当部門等の直接的な評価を行い、併せて、法人会計で発生している経費をどのような事業に対して適切に負担するべきであるか等について、清美公社内部で確立された事業評価手法を構築されたい。	R2.11.12
100	清美公社	192	指摘	清美公社の事務局は、公益認定を受けた法人の経営やガバナンスを有効に機能させるためにも、赤字業務の受注の実態を理事長等役員に早急に説明し、これまでの経緯や清美公社等にとってのメリット及びデメリットを端的に示して、赤字業務の受注に関しての対応方針を決定されたい。	R1.11.18

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
101	清美公社	194	指摘	清美公社の事務局は、自ら作成している内訳事業別の収支状況一覧表の意味するところを十分に理事長等役員に周知し、当該契約案件が清美公社の損益状況に重要な貢献をしている意味を説明するとともに、その剰余金比率と剰余金額が極めて大きい原因を分析して、適正な剰余金比率として認められるか否か、公益社団法人である限り、合理的な根拠のある説明を法人内部においても、また、市所管課等(クリーン推進課及び下水道施設課)に対しても早急に実施されたい。	R2.11.12
102	下水道施設課	194	指摘	清美公社が受託している高瀬下水処理場運転管理等業務に係る市所管課(下水道施設課)は、今後については、3年に一度の包括委託契約の締結等において、これまでの標準的な単価を検討することなく採用するのではなく、その単価の算定される過程や基準とされた年度等を検証されたい。	R2.11.12
103	下水道施設課	194	意見	高瀬下水処理場運転管理等業務契約に係る予算編成過程において、例えば、複数の業者から参考見積もりを徴取することやその見積徴取の過程において、市所管課としても実際に積算手法等を見直すことで、より実態に合った積算に近づけること、適正な利潤を考慮した設計金額の積算に真摯に取り組んでいることを広く周知すること等、実際の入札に参加すると予想される複数の事業者に対する効果的なアナウンスを行うこと等を要望する。	R1.11.18
104	クリーン推進課	194	意見	清美公社が受託している船橋市し尿収集運搬業務に係る市所管課(クリーン推進課)は、毎年度の契約を随意契約で行う経緯及び現在の意義を再度確認・検討し、随意契約で今後も行う場合は清美公社が実施する意義等を明確に文書化して市内部でも共有することを要望する。	R1.11.18
105	クリーン推進課	195	意見	し尿収集運搬業務の契約手続を進めるに当たっては、当該業務の実施に必要となる直接労務費、車両関係費、直接経費及び間接経費等を積算する際に、当該業務実施者の実際経費に係る情報を参考見積もりとして入手し、一定規模の適正利潤を加味して慎重に精査し、市所管課としての独自の設計額とそれに基づく予定価格を適正に算定するよう要望する。	R1.11.18
106	クリーン推進課	195	意見	契約金額の規模を確保するために当該契約年度に係る予算の編成過程において、清美公社から参考見積書を入手する場合、清美公社の見積内容のうち、前年度の実績額との比較を行い、法人会計の負担額を含めた間接費の回収を適正に行うことができる水準であるのかどうかについても、十分に意を用いて予算要求額を担当部門として独自に作成することを要望する。	R1.11.18
107	清美公社	198	意見	清美公社は、平成24年度から公益社団法人に移行しているが、一度認められた公益性については継続して公益性の維持及び向上に努めることが求められており、常に公益性を追及する事業内容であるかどうかについて検証することが必要であることに留意する必要がある。その意味で、公益認定要件については、理事長他役員及び事務局が法人組織として、継続的にその公益目的事業の公益性を内訳事業ごとに具体的に検証し確認することを要望する。	R1.11.18
108	クリーン推進課	198	意見	外郭団体としての清美公社の市所管課であるクリーン推進課は、公社の経営状況や組織のあり方、又は、委託事業の実施における付加価値の付与の状況等についても、具体的に検証し確認することを要望する。	R1.11.18

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
109	下水道施設課	199	意見	清美公社に対して主要な委託事業のひとつを所管している下水道施設課については、清美公社の市所管課であるクリーン推進課から、自ら所管する委託事業に係る付加価値等の内容に関する確認等があった場合にはその確認事項の内容を把握して回答を行うよう要望する。	R1.11.18
110	清美公社	203	指摘	清美公社は、公益目的事業に区分されている西浦下水処理場運転管理業務と収益事業に区分されている高瀬下水処理場運転管理等業務との区別の合理性について、再度見直しを行われたい。	R2.11.12
111	清美公社	203	指摘	公益目的事業に区分されている浄化槽汚泥清掃業務と収益事業に区分されている浄化槽保守点検業務の業務としての同一性を再度検討し、それらの業務の公益性の有無を検証し、両区分の見直しにつなげられたい。 併せて現在は異なる部門で業務を実施されている両業務の今後の実施方針として、清美公社の組織のあり方にとって、より効率的で効果的な実施方法を検討されたい。	R2.11.12
112	清美公社	203	指摘	公益目的事業に区分されている24時間緊急対応業務と収益事業に区分されている給排水設備等清掃業務との区別の合理性について、有料作業に関連した緊急対応業務部分の位置付けについて、両業務の連続性に基づき見直しを行われたい。	R2.11.12
113	清美公社	210	意見	清美公社は公益目的事業と収益事業との現在の区分を抜本的に見直し、3つの試行により検証した結果を踏まえて、公益認定の基準や諸要件に照らして、公益社団法人としての清美公社がどのようなリスクに晒されているのかについて、組織としての確に把握することを要望する。 そのうえで、今後の清美公社のあり方として、可能性のある諸選択肢を検討し、清美公社の現在の公益認定の維持に際しての困難な現状を解消するための方策を検討し方向性を見定めることを要望する。 具体的には、清美公社はこれまでの分析を十分に検討し、清美公社の今後の方向性として、公益認定の維持の可否、将来の業務量及び実施体制等を見据えた戦略的な組織の改編、今後の資金収支計画に基づく基金等の保有計画等の策定が必要になるものと考えられる。 その検討の中には、公益認定の取消し申請に関する意思決定についてもひとつの選択肢でありうるものとするが、その際、清美公社としての今後の方向性に関してメリットやデメリットを整理し、一般社団法人等への移行についても視野に入れた検討も必要になるものと考えられる。ちなみに、一般社団法人への移行する場合にはそのメリットとしては、公益法人としての制約(公益要件の維持等)からの解放と一般法人としての経営の範囲の拡大等が考えられる。	R1.11.18
114	清美公社	212	意見	船橋市の外郭団体としての、いわゆるDNA(遺伝子)を清美公社組織風土や職員の気質の中に残しつつも、より民間法人に近い性格の法人形態であっても、これまでの経営上のブランドと技術力を持って、社会経済の制度的、実態的な環境の激変にも俊敏に対応することができる組織に清美公社役職員一丸となって変革することを要望する。	R1.11.18

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
115	清美公社	215	指摘	理事と社員が実質的に全く同一である現在の状況は、理事に対する社員の監督機能が機能不全に陥ることを意味しており、一刻も早く理事と社員の同一性を見直すことにより、社員総会による理事への監督機能を有効に働かせるような社員及び理事の構成に変更されたい。 そして、清美公社は現在の理事構成と社員構成の完全な一致状態におけるガバナンスの機能について、公益社団法人として期待されるガバナンス機能と比較した場合に極めて重要なリスク(目的阻害要因)があることを適切に認識し、理事構成や社員構成の本来のあり方について主体的に再構成し、公益法人に相応しい組織改革を実現されたい。	R2.11.12
116	清美公社	215	指摘	理事の人選については、船橋市に推薦依頼をする現在の形式のみに限る必要はなく、公募や他の関連団体への推薦依頼も含め、広く人選を進められたい。	R2.11.12
117	清美公社	217	指摘	理事候補者の提案については、原則として理事会を開催した上で決定し、仮に書面決議による場合には、理事候補者の適性等を判断できるだけ資料を付することが重要であり、また、理事の選任については、原則として社員総会を開催した上で決議し、仮に書面決議による場合には、理事の適性等を判断するだけの資料を付されたい。	R1.11.18
118	清美公社	217	指摘	船橋市職員OBを理事に選任することは直ちに認定法第5条第11号に抵触するものではないが、当該条項の趣旨に照らして清美公社の理事構成を見直す際には、船橋市職員OBの理事の人数について理事の総数の3分の1以下にするよう現在の理事会で審議されたい。	R2.11.12
119	清美公社	219	意見	清美公社の定款においても監事は2人まで設置できることになっているため、少なくとも更に1人の会計監査の専門家を監事として選任することにより複数の監事によるバランスのとれた監事監査を実施できるよう要望する。	R1.11.18
120	清美公社	219	指摘	監事の選任については、安易に書面決議で選任することなく、原則として、社員総会を開催して、少なくとも会計監査の実施に際しては、複式簿記で発生主義会計を実施する公益法人会計基準に対応した監事監査を適切に実施するにふさわしい人選であるかどうかについて検討したうえで監事の人選を実施されたい。	R1.11.18
121	清美公社	220	指摘	社員総会における監事の説明責任が規定されている以上、今後、監事は社員総会における監事監査等に関する質問に対して適時適切に説明ができるように社員総会に出席するよう日程調整等を行われたい。	R1.11.18

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
122	清美公社	222	意見	清美公社の監事は船橋市会計管理者の1人体制で1日だけ清美公社の事務局に赴き実施しているものであるが、監事にどのような専門性があったとしても、会計監査と業務監査を1人だけで実施することは極めて難しいものと考えられる。今回の外部監査の結果として清美公社に関する指摘事項等の内容を勘案すると、その困難性については説得的な要素が含まれているものと考えられる。 したがって、清美公社は監事監査の実施体制を複数体制にするよう、早急に検討し、意思決定を行うよう要望する。 また、監事監査の監査項目についても、現在の公益法人会計基準に合わせた監査要点や監査手続を明示する必要があり、監査手法についても内部統制の評価を前提として、監査リスクアプローチに基づいた専門性の高い監査を目指すよう要望する。	R1.11.18
123	クリーン推進 課 職員課	223	意見	市会計管理者が現在、清美公社等の監事に就任していることについては、地方公務員法上の職務専念義務との法的な関係に疑念を生じさせるような運用に対して適切な対応を行うよう要望する。 その対応に際しては、会計管理者が有する会計検査権の専門知識及びノウハウが、公益法人の監事の2つの機能のうち、会計監査の機能の専門性(発生主義会計及び公益法人会計制度等に係る専門性)に十分に適合するのかどうかについても検討することを要望する。	R1.11.18
124	市民文化 ホール	235	意見	収納事務について委託業務の範囲を明確にすることにより、委託者と受託事業者双方の責任範囲を明確にするため、十分に協議するよう要望する。 また、現金等の額を記載した引渡書を作成・保管することで、管理責任を事後的に立証できるような仕組みを検討するよう要望する。	R1.11.18
125	市民文化 ホール	235	意見	チケットの購入等については、市民の利便性の向上や自主事業の収益の向上のためにも、午後5時以降も購入等できるように現金の取り扱いを可能とする仕組みを構築するよう要望する。	R1.11.18
126	市民文化 ホール	236	指摘	市民文化ホール職員と受託事業者の社員との役割分担に関するマニュアル等を作成し、偽装請負の可能性を排除するためにも、両者の業務の明確化を図られたい。	R1.11.18
127	市民文化 ホール	237	意見	受付には、接遇等受付業務の専門性を有する社員を配置されるよう要望する。 現行の仕様書には、教育訓練(接遇を含む。)の実施が明記されているが、受付業務に配置される社員については、ホールレセプションистとしての研修受講を必須にするよう要望する。	R1.11.18
128	市民文化 ホール	238	指摘	「備品の価格別数量等」の表でも分かるとおり、楽器等の高額な重要物品と全体の4分の3を占める10万円以下の一般の備品とは事務の効率性の観点からも、受託事業者に管理を任せる備品と市が厳格に管理すべき備品に区分して管理することも許容されるものと考えられる。その前提として、備品の現物・機能管理とは別に台帳管理の一貫としての現物実査・分類照合を受託事業者が行うことについて、委託業務の仕様書に明記されたい。	R1.11.18

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
129	市民文化 ホール	238	意見	備品整理票の貼付は、その備品が市の所有であることを明らかにし、備品台帳との照合を容易にし、紛失等を防止するためのものであるため原則として当該備品に備品整理票を貼付するよう要望する。そして、マイク等の貼付が困難な備品については、単なる番号を当該備品に記載するだけでなく、市の所有物であることがわかる表示にすることを要望する。	R1.11.18
130	市民文化 ホール	239	意見	休館の可能性がある現時点であっても、舞台等管理運営業務の委託契約案件について、長期継続契約の可能性を含め、適切な契約期間とすることを要望する。	R1.11.18
131	市民文化 ホール	239	意見	質の高い事業を実施できる事業者を選定するには、競争入札ではなくプロポーザル方式などの選考方法が適切と考える。当該業務の実施規模等の重要性も考慮すると、選考方法等を工夫することを要望する。	R1.11.18
132	市民文化 ホール	241	指摘	ホール設備操作及び施設管理業務の委託に際して仕様書に記載した専門技術者の一部の要件が満たされていない事例や再委託に関する許諾がなされていない事例が適時に発見され、是正されるためにも、仕様書を作成する際に、真に必要な事項を精査するとともに、その仕様書のとおり履行されたかどうか十分に留意して確認を確実に行われたい。	R1.11.18
133	市民文化 ホール	241	意見	現在受託事業者に求めている資格以外の資格は必要ないのか、ホール利用者等からも日常的に意見を聴取するなどして仕様書の内容を常に更新するよう要望する。	R1.11.18
134	市民文化 ホール	242	意見	市民文化ホールと受託事業者との情報共有や施設利用者サービスの向上に向けて、当該データベース化の必要性に関して、広く他の団体におけるITの活用状況を調査するとともに、データベース化の必要性について研究するよう要望する。	R1.11.18
135	市民文化 ホール	242	意見	具体的なモニタリング項目や実施時期等を明確化したチェック表などを活用して、委託業務が契約書及び仕様書に沿って確実に実施されていることを確認するよう要望する。	R1.11.18
136	市民文化 ホール	243	意見	自主事業の企画等を行う際には、地元船橋を活動の舞台としている様々な文化芸術の分野別、年齢層別の芸術家等から、事業企画のヒントになる情報等を取り入れ、様々な地元市民の各層の関心を集めることができる事業の企画を策定する仕組みを再構築することを要望する。	R1.11.18
137	市民文化 ホール	243	意見	受託事業者は舞台関係の施設・設備を運用する能力を有する人材等を配置しているため、自主事業の企画に参画し意見を求める仕組みを構築することも要望する。	R1.11.18
138	市民文化 ホール	243	意見	平成29年度は市民参加型の事業に力を入れたということであるが、今後においても鑑賞型の自主事業だけではなく、地元の各階層のアーティストを巻き込んだ参加型、普及育成型の自主事業の企画・展開を行うよう要望する。	R1.11.18

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
139	市民文化 ホール	244	意見	平成29年度は「市制施行80周年」であり、特別な周年事業の実施年度であったが、今後においては、指針の規定に基づき市民文化ホールの運営方針を具体的に策定し、その運営方針を踏まえ各事業を決定し実施することができるよう要望する。運営方針があつて初めて事業の実施や事業の評価、目標の達成度の測定などが可能になる。上記で示した指針では、特に地方自治体が設置する劇場、音楽堂等については、運営方針を定める必要があるとしていることに十分留意すべきである。	R1.11.18
140	市民文化 ホール	246	意見	入場料の料金設定のルールを決める必要がある。その事業のフルコストに対してどの程度の割合を回収するか目標値を設定するよう要望する。	R1.11.18
141	市民文化 ホール	246	意見	現在のチケット販売のルールの中でも改善を要するものとしては、市民文化ホールにおける夜間でのチケット販売を可能にする仕組みを構築することを要望する。 また、インターネットからの購入等、チケット購入が可能である場所や予約したチケットの受取場所などを増やすことも要望する。	R1.11.18
142	市民文化 ホール	247	意見	文化芸術ホール芸術アドバイザーの職務内容等から考えると、現行の選任方法等を見直し、非常勤の特別職職員を委嘱する制度などを活用して、アドバイザーの身分を明確にする等の改善を行うことを要望する。	R1.11.18
143	市民文化 ホール	247	意見	文化芸術ホール芸術アドバイザーとより深い意見の交換を行うなど、更に深度のある企画提案を掘り起こす作業を行うよう要望する。	R1.11.18
144	市民文化 ホール	248	意見	公共ホールとしての市民文化ホールの更なる活性化のためにも自主事業や貸館業務における適切な評価基準を設定するには、指針でも述べられている運営方針を市民文化ホールにおいてもより具体的に、「船橋市文化振興基本方針」等との体系性を考慮しつつ、策定することを要望する。	R1.11.18
145	市民文化 ホール	250	意見	現行の自主事業の収支の処理には、ルールの明確性からも、全体収支の一覧性からも改善の余地があるため、基金会計において収支管理を一元化するか、または、一般会計と基金会計に分かれる自主事業の収支を管理会計的にひとつの表に取りまとめるかなどして、自主事業の収支の一覧性を確保する手法を検討し、実行することを要望する。	R1.11.18
146	市民文化 ホール	252	意見	現在の財務会計は、現金主義ではあるが、事業を実施する際には職員人件費が重要なコストとして、把握されなければならないことを市民文化ホールの市職員も適切に認識し、貸館業務のみならず、自主事業の企画・展開の際に策定する収支計画等に職員人件費を参入する際に、標準時間単価を使用するなどして、按分計算することにより、適正なフルコストに近い事業コストを把握して、公的資金の投入の水準を常に意識した事業運営に努めるよう要望する。	R1.11.18
147	市民文化 ホール	253	意見	更なる助成金を獲得するためにも各種助成内容の研究や申請内容の工夫、採用事例の特徴等の研究を行うよう要望する。	R1.11.18

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
148	市民文化 ホール	253	意見	事業によっては地元企業等、内外の協賛を得るなど、市民文化ホールが行う文化芸術事業の社会的使命や実施に当たっての課題を協賛対象の企業等に対して積極的に説明等を行うことによって、法人からの寄附金も確保するなど、積極的な協賛法人の獲得活動を組織的に行うよう要望する。	R1.11.18
149	市民文化 ホール	255	意見	文化芸術ホール事業基金における共催事業の収支については、基金の受払簿に記帳されている総額が実態を忠実に表すものであり、この総額ベースで計上するよう要望する。つまり、収入として入場券売上収入の金額を計上し、公演事業費に払出額の金額を計上することで総額表示となり、会計取引の実態を忠実に表すこととなる。	R1.11.18
150	市民文化 ホール	256	意見	専門的人材の育成に関する課題は、直営での公共ホール運営の宿命的課題であるが、市職員を専門的な研修機関や他の音楽堂等へ派遣するなど、長期的な視点からの人材育成も考え、人事異動においても専門職的人事異動の枠等を創設するなどの検討をするよう要望する。	R1.11.18
151	市民文化 ホール	257	意見	市としても天井等の地震に対する安全性を確保する必要があるとの認識があり、基本設計まで実施していること等を勘案すると、改修年度を明らかにした計画を策定することを要望する。	R1.11.18
152	市民文化創 造館	268	意見	収納事務について委託業務の範囲を明確にすることにより、受託事業者と委託者である市双方の責任範囲を明確にし、十分に協議し合意して明文化するよう要望する。また、現金等の額を記載した引渡書を作成・保管することで、管理責任を事後的に立証できるような仕組みを構築するよう要望する。	R1.11.18
153	市民文化創 造館	268	指摘	市民文化創造館職員と受託事業者の社員との役割分担に関するマニュアル等を作成し、偽装請負の可能性を排除するためにも、両者の業務の明確化を図られたい。	R1.11.18
154	市民文化創 造館	268	意見	受付には、接遇等受付業務の専門性を有する社員を配置されるよう要望する。 現行の仕様書には、教育訓練(接遇を含む。)の実施が明記されているが、受付業務に配置される社員については、ホールレセプションニストとしての研修受講を必須にするよう要望する。	R1.11.18
155	市民文化創 造館	271	指摘	平成16年度に増設された空調設備2台について船橋市公有財産規則に基づき公有財産台帳のうち建物台帳に建物(附属設備)として登録することにより、公有財産記録に係る適正な管理事務を実施されたい。	R1.11.18
156	市民文化創 造館	273	意見	備品の所在場所を変更した場合には、備品台帳を修正し、現物と備品台帳を照合できるよう体制整備を行うことを要望する。	R1.11.18
157	市民文化創 造館	273	指摘	舞台・照明・音響等に係る備品は日々品質・機能等の技術革新が進み陳腐化し、結果として今後活用される見込みがないものもある。安全性、スペースの有効活用の観点から、使用していない備品については網羅的に把握後、実態に合わせて転活用もしくは適時に廃棄・処分する等適切に対処し、実態に合わせた台帳整備を行われたい。	R1.11.18

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
158	市民文化創造館	273	指摘	備品整理票については現物に付すことを原則として、当該備品整理票を付すことができない備品については備品管理台帳において所在場所の詳細についても記載するなど、効果的で効率的な現物照合が可能になるよう、現在の備品整理票等での管理方法を見直されたい。	R1.11.18
159	市民文化創造館	274	意見	備品台帳と現物の照合を行った結果について、備品の有無、状態、所在場所の変更等を記載した結果報告書を書面に残しておくよう、要望する。	R1.11.18
160	市民文化創造館	274	指摘	舞台・照明・音響等に係る備品について、物品の調査を委託業務に含めるのであれば、仕様書に明確な記載を行われたい。 その上で、委託者としての責任を果たすべく、受託事業者の現物照合に立ち会うことや受託事業者から実施結果について文書による回答を入手することによって、市の財産である備品が適正に管理されていることを確認することが重要である。	R1.11.18
161	市民文化創造館	275	意見	受託者が専門的な知識や技能を有する者を育成・確保するためには一定期間を要することから、安定性にかかる単年度契約は見直すべきと考える。なお、一旦長期継続契約となってからの単年度契約への切り替えの要因は市民文化創造館ではなく市民文化ホールにあり、市民文化創造館単独での契約も検討する必要があるものと考え。 したがって、コスト削減及び事務負担の軽減のために、また、受託者から長期的視野に基づいた安定したサービスを受けるためにも、長期継続契約を再実施することを要望する。	R1.11.18
162	市民文化創造館	275	意見	質の高い事業を実施できる事業者を選定するには、競争入札ではなくプロポーザル方式などの選考方法が適切と考える。当該業務の実施規模等の重要性も考慮すると、選考方法等を工夫することを要望する。	R1.11.18
163	市民文化創造館	277	指摘	受付・舞台等管理運営業務に係る委託契約の目的が達成され、履行されることを、委託事業者として確認する管理責任がある。業務の履行確認については、契約書・仕様書等に記載されている業務内容の履行状況をチェックするということである。本件であれば、委託業務開始日において仕様書の記載に即した「業務従事者の名簿」を入手して、資格要件を満たした業務従事者が配置されていることを確認するとともに、業務従事者の交代があった際にも同様の手続きを行う必要がある。当該内容が履行されるまで、その実施状況の確認を継続的に実施されたい。	R1.11.18
164	市民文化創造館	277	意見	現在の受託事業者に求めている資格以外の資格は必要ないのか、ホール利用者等からも日常的に意見を聴取するなどして仕様書の内容を常に更新するよう要望する。	R1.11.18
165	市民文化創造館	277	意見	市民文化創造館と受託事業者との情報共有や施設利用者サービスの向上に向けて、当該データベース化の必要性に関して、広く他の団体におけるITの活用状況を調査するとともに、データベース化の必要性について研究するよう要望する。	R1.11.18

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
166	市民文化創造館	278	意見	業務の履行確認については、マニュアルや履行確認票等を活用して、契約書及び仕様書に沿って確実かつ適正な水準で履行されていることを確認するとともに、業務の実施過程で把握した課題について受託事業者と協議を行い、継続的に必要な措置や業務改善を行っていくよう要望する。	R1.11.18
167	市民文化創造館	278	意見	以降の効果的・効率的な業務の実施のため、受託事業者と行った協議や業務改善については、それらの内容及びその後の対応状況についても記録するよう要望する。	R1.11.18
168	市民文化創造館	278	意見	受託事業者が提供する舞台技術に係るサービスの質の向上のためにも、委託業務の仕様内容を具体化してその詳細ごとに評価項目を設定し、受託事業者の提供するサービスの質が要求水準を満たしているかどうかについて、施設利用者からのアンケート調査により必要な情報を入手し、その結果等を活用して、確認・検証することにより効果的な評価を実施するよう要望する。	R1.11.18
169	市民文化創造館	280	意見	有料公演及び無料公演のそれぞれについて、船橋市文化芸術ホール運営基本方針を基に、ジャンル別の実施割合や受益者負担割合などの具体的な運営方針を明確にし、その運営方針を踏まえ各事業を決定・実施するよう要望する。	R1.11.18
170	市民文化創造館	280	意見	事業を効果的に企画するためには、事業ごとの具体的な目的や達成指針を設け、評価することが重要である。評価手段のひとつとしてのアンケート調査の実施について、各企画の目的が達成されたかを測る実施項目について市民の要望を吸い上げる手法などに見直すとともに、併せてクロス集計を行い、結果分析から事業の企画に活用することができるような仕組みを構築するよう要望する。これに関連して、有料公演の告知のためのプレ公演として無料公演を企画した際には、追跡調査をすることで事業の告知効果を評価することが可能になると考えられるが、この件について、告知公演を行った本公演でのアンケート項目に、告知公演鑑賞の有無についての記入欄を創設したいとする回答を得ている。	R1.11.18
171	市民文化創造館	281	意見	将来の観客を育成するという観点から、潜在的なニーズや次代を担う世代のニーズを把握するため、施設を利用したことのない市民へのアンケートを実施し新たな顧客の創造を図るよう要望する。	R1.11.18
172	市民文化創造館	281	意見	開館当初から継続して実施している無料公演「ちよっとよりみちライブ」(原則月1回)は極めて特徴的な企画であると評価できる。監査人も数回観客として拝聴したが、アンケートにあるとおり、恒例の方々がリピーターとして楽しんでいることが分かる。この企画の趣旨を更に深めていくためには、仕事帰りの更に若い層にも顧客として参加していただくための斬新な仕掛け(プロモーション手法の変更や飲食を伴う演奏企画等)を考案し実行することを要望する。	R1.11.18
173	市民文化創造館	281	意見	現行の自主事業の収支の処理には、ルールのもろくさからも、全体収支の一覧性からも改善の余地があるため、基金会計において収支管理を一元化するか、または、一般会計と基金会計に分かれる自主事業の収支を管理会計的にひとつの表に取りまとめるかなどして、自主事業の収支の一覧性を確保する手法を検討し、実行することを要望する。	R1.11.18

平成30年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
174	市民文化創造館	282	意見	文化芸術ホール事業基金における共催事業の収支については、基金の受払簿に記帳されている総額が実態を忠実に表すものであり、この総額ベースで計上するよう要望する。つまり、収入として入場券売上収入の金額を計上し、公演事業費に払出額の金額を計上することで総額表示となり、会計取引の実態を忠実に表すこととなる。	R1.11.18
175	市民文化創造館	282	意見	専門的人材の育成に関する課題は、直営での公共ホール運営の宿命的課題であるが、市職員を専門的な研修機関や他の音楽堂等へ派遣するなど、長期的な視点からの人材育成も考え、人事異動においても専門職的人事異動の枠等を創設するなどの検討をするよう要望する。	R1.11.18
176	市民文化創造館	285	意見	貸館事業に係るフルコストを把握し、市が現在負担している費用を明確にした上で、公共性を加味して今後どの程度を市がコスト負担するか、一方、どの程度を利用者の負担として、フルコストを回収すべきかを検討し、施設の使用料金を見直すことが必要であると考え。そして、このような考え方のもとで算定された利用者負担額に対応して、使用料を見直すことも市所管課として取り組まれるよう要望する。	R1.11.18
177	市民文化創造館	285	意見	使用料の見直しに寄与する施設利用者データを収集することも重要であり、公共ホールの施設利用者の立場に立った施設運営のために、必要と考えられる項目を工夫した、様々な手法のアンケート調査を実施するよう要望する。	R1.11.18
178	市民文化創造館	286	意見	市民文化創造館の利便性や平土間式というホールの特徴を最大限発揮することで、更なる施設の利用促進が図られるものと考えられる。そのことから、ホール内の飲食行為について一律に禁止とするのではなく、ホールの利用方法や自主事業等の新規企画の展開によっては、その可否を分けることや公演の内容・主催者側の意向等から公演ごとに決定するなど、柔軟な取扱いに見直すよう要望する。	R1.11.18